

学校いじめ防止基本の方針

野田市立第一中学校

1 基本理念

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関する基本的な方針について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（1）いじめの定義

- ・「いじめ」とは、生徒に対して一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・「生徒」とは、学校に在籍する生徒をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（2）いじめ防止対策の基本方針

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携し、いじめの問題を克服することを目指す。

（3）生徒の責務

生徒は、いじめを行ってはならない。

（4）学校及び学校の教職員の責務

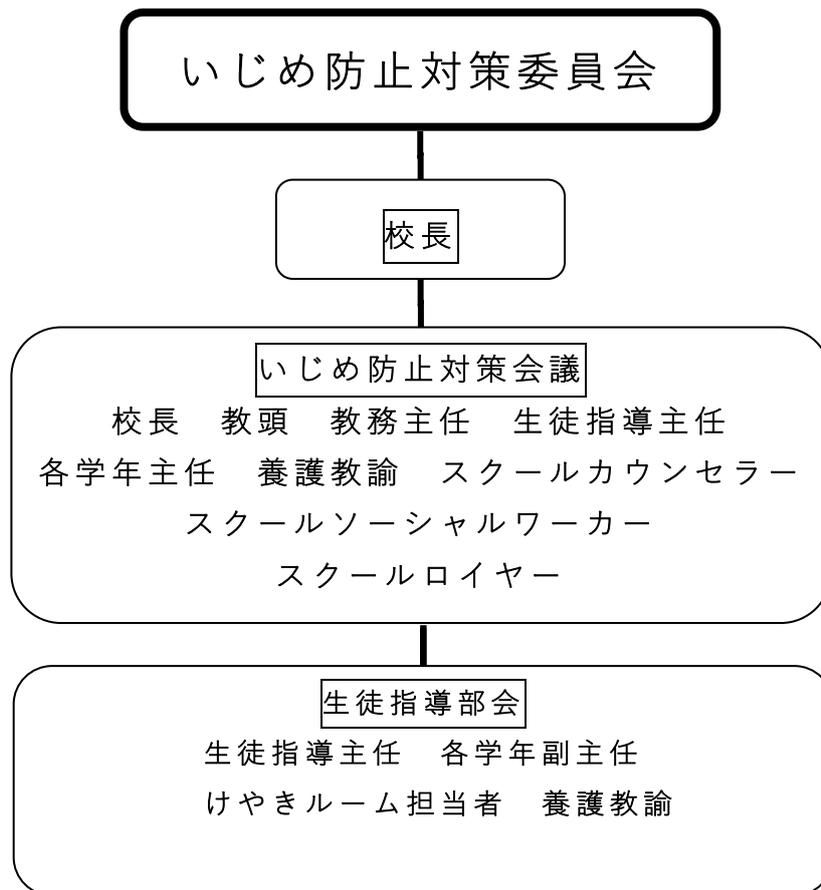
学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。また、保護者への働きかけ（啓発資料の配布など）を計画的に行い、家庭教育の役割の重要性を説く。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される。

いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という）を置く。



総括	校長
渉外	教頭
調整	教務主任
指導・記録	学年主任 生徒指導主任 学級担任 部活動顧問
支援	養護教諭 スクールカウンセラー
※ その他	当該いじめに関わる生徒の学級担任、部活動顧問等、事案により編成をする。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本対策方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ② いじめ相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録，共有
- ④ いじめの事案の組織的対応の中心

(3) 会議の開催

- ① 週1回の生徒指導部会の開催
- ② 学期に1回の定例会の開催
- ③ いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催する。

3 いじめの未然防止について

(1) いじめの起きない学校・学級づくりを行う

(2) (1) をすすめていくために日々の学校生活の中で

- ① 居場所づくり・絆づくりを進め，互いに認め合える人間関係・学校風土を培う。
(他人の役に立っている。他人から認められているという自己有用感を感じることが出来る学校・学級)
- ② 生徒がわかる授業を展開する。(すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。)
- ③ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをすすめる。
- ④ 生徒会活動を活発化し，モラルの向上に努める。
- ⑤ 道徳教育，いのちを大切に作るキャンペーン等の活用し，充実を図る。

(3) いじめの防止等対策に対する資質の向上

いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援，いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよういじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及びその保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，及び効果的に対処することができるよう以下の啓発を行う。

- ① 情報モラル講習会を実施する。
- ② 道徳教育の資料として情報に関するものを行う。
- ③ 学年・学級指導（学年集会も含む）を行う。
- ④ 保護者対象に保護者会や情報モラル講習会を実施する。

4 いじめの早期発見について

(1) 全校生徒を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。

- ① 第1回「いじめ実態調査」実施 6月実施
第1回調査の追跡調査 9月実施
継続支援状況の確認 通年
- ② 第2回「いじめ実態調査」実施 11月実施
第2回調査の追跡調査 1月実施
継続支援状況の確認 通年

(2) 教育相談期間を実施する。

- 家庭訪問もしくは三者面談 4月実施
- 教育相談（保護者もふくめて） 11月実施
- 教育相談（チャンス相談）期間 6, 2月実施

(3) 生徒のささいな変化に気づくために

- ① 気になる変化が見られたり、遊びやふざけたりするなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように」を記録し、教職員が情報を共有できるようにする。
- ② 学級日誌、個人生活ノート等生徒との間で交わされる日記を活用する。

(4) 家庭、地域と連携し、情報の共有化を図る。

① 家庭との連携

学校基本方針等について公開し、保護者に周知，理解を得る。

日頃より情報の共有，相談がしやすい関係を築く。

いじめがあった（被害・加害・その場にいた）とき速やかに学校に相談するよう啓発する。

② P T Aや地域との連携

学校基本方針等について公開し，地域に周知，理解を得る。

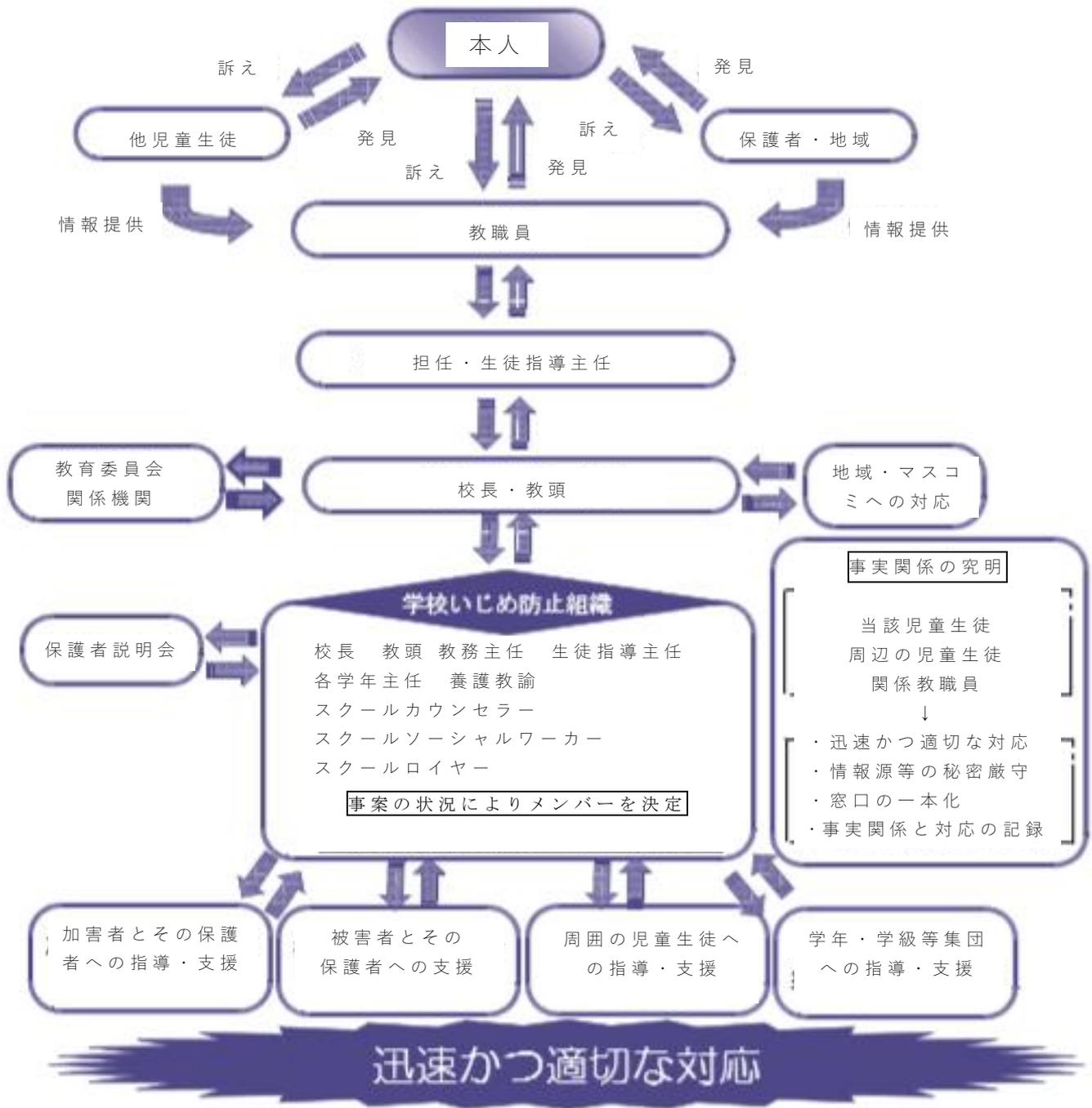
日頃より情報の共有，相談がしやすい関係を築く。

いじめ問題について協議する機会を設ける。

(5) いじめ防止・対策にかかわる依頼，いじめ防止・改善にかかわる行事への参加協力，および啓発活動を行う。（学校便り，ホームページ，P T A広報誌の活用）

(6) 専門機関との連携を図り，教育相談やカウンセリングを充実する。

<いじめ発生の報告>



5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 相談体制

- ① 生徒との相談－校内相談体制の整備
(学級担任, 学年職員, 部活動顧問, 養護教諭, スクールカウンセラー等)
- ② 相談室の整備
- ③ 保護者との相談－保護者への周知, 速やかに学校に相談してくれるように啓発)
(学級担任, 学年職員, 部活動顧問, 養護教諭, スクールカウンセラー等)

(2) 学校の相談窓口, 野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

- ① 学校の相談担当者
- ② ひばり教育相談 TEL 04(7125)8088
- ③ 学校・野田市以外の主な相談窓口
 - ・児童相談所虐待対応ダイヤル TEL 189
 - ・24時間子供SOSダイヤル TEL 0120(0)78310
 - ・県子どもと親のサポートセンター TEL 0120(415)446
 - ・千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900
 - ・ヤングテレホン－非行・犯罪被害に関すること(千葉県警察少年センター)
TEL 0120(783)497
 - ・子どもの人権110番 TEL 0120(007)110

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 学校の教職員, 及び生徒の保護者は, 生徒からいじめに係る相談を受けた場合, いじめの事実があると思われるときは, いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) 前項の規定による通報を受けたときその他学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは, 速やかに, 当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行う。(教職員, 生徒, 保護者, 地域住民等から情報を収集する)

- ① 生徒, 保護者からの相談や訴えに対して即応する。
- ② 速やかに関係生徒から聞き取りをし, 正確な事実確認をする。
- ③ ①, ②で得られた情報は確実に記録に残す。
- ④ 教育委員会に報告するとともに必要に応じて関係機関等との連携を図る。

7 いじめの指導について

(1) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には, いじめをやめさせ, 及びその再発を防止するため学校の複数の教職員によって, 心理, 福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得る。その上で, 次の項目の内容を実施する。

- ① いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

- ② いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
 - ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- (2) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- (3) 当該学校の教職員が「3 いじめの未然防止について」の支援又は指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 校長及び教員は、当該学校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えるものとする。
- (5) いじめを受けた生徒といじめを行った児童及び生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等及び生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制をとる。

8 重大事態への対処

- (1) 学校の設置者又はその設置する学校による対処
次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止をするため、速やかに、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ① いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) (1) の規定により学校が調査を行う場合において、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について野田市教育委員会に必要な指導及び支援を求める。

(4) 学校は、いじめ防止対策推進法第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告をする。

9 公表，点検，評価

(1) このいじめ防止基本方針については学校ホームページにて公表する。

(2) 点検・評価は以下で行う

- ・ 第1回「いじめ実態調査」および第1回調査の継続支援状況の確認
- ・ 第2回「いじめ実態調査」および第2回調査の継続支援状況の確認
- ・ 前期，後期末の対策会議
- ・ 学校評価アンケート

○学校いじめ対策基本方針 年間指導計画

	教育委員会及び施策に係る事項	学校行事(会議・研修等)	道徳	特別活動	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○ひばり教育相談の派遣・研修会 ○野田市スクールサポーター配置 ○野田市新規採用教職員研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式 ○家庭環境調査票回収 ○家庭訪問・三者面談 ○生徒指導部会(週1回・通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育によるモラルの向上(通年) ・朝市の『おはようございます』B-(7)1年 ・あいさつB-(7)2年 ・言葉おしみB-(7)3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級指導，学年指導によるいじめの起きない学校・学級づくり(通年) 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○野教研生徒指導部会 ○小中学生指導推進研究協議会(県) 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに当たるのはどれだB-(9)1年 ・どんなことでも相談し合える仲間 2年 ・いじめから目をそむけない 3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒総会(生徒自らの自治によるモラルの向上) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回学校警察連絡協議会(小・中) ○生徒指導主任連絡会(中) ○第1回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」 ○野田市スクールサポーター報告会 ○生徒指導中・高連絡協議会(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」及び調査結果に基づく会議(対策委員会) ○チャンス相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたつの心 1年 ・遠足で学んだことB-(9)2年 ・一冊の漫画雑誌B-(6)3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習(全学年)(学年・学級の仲間作りを深める) ○職場体験学習(2年)(働くことの意義を学びモラルを向上をはかる) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回学校警察連絡協議会(小・中・高) ○生徒指導主任連絡会(中) ○「夏期休業における児童生徒の指導」 ○野田市教育相談研修会 ○学校人権教育指導者養成講座 ○教育相談連絡会(スクールカウンセラー研修会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会(情報モラル講習会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・短文投稿サイトに友達の悪口を書くとB-(8)1年 ・私を支えてくれた言葉B-(8)3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動(総合体育大会に向けて団結を高める。良き伝統を引き継ぐ) 	

	教育委員会及び施策に係る事項	学校行事(会議・研修等)	道徳	特別活動	備考
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○野教研生徒指導部会 ○教頭・教務主任合同研修会 ○野田市情報モラル研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ実態調査結果に基づく会議・研修(職員全体) 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会(中) ○第1回「いじめ実態調査」の追跡調査 ○第1回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の津席調査に係る学校訪問(聞き取り) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回「いじめ実態調査」の追跡調査及び調査結果に基づく会議(対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちって何だろう D-(19) 1年 ・人間の命とは D-(19) 3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会(安全や規律ある行動の育成, 責任感, 協力の向上) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会(中) ○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談アンケート実施 ○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」及び調査結果に基づく会議(対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・なみだ B-(9) 2年 	<ul style="list-style-type: none"> ○歌声発表会(学年・学級の仲間作りを深める) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会(中) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談(三者面談) ○情報モラル講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・合格通知 B-(8) 3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル講習会 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回学校警察連絡協議会(小・中・高) ○生徒指導主任連絡会(中) ○「冬季休業における児童生徒の指導」 ○教育相談連絡会(スクールカウンセラー研修会) 		<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりの日々 B-(6) 1年 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会(中) ○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の津席調査に係る学校訪問(聞き取り) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回「いじめ実態調査」の追跡調査及び調査結果に基づく会議(対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心に寄り添う B-(6) 1年 ・しあわせ B-(9) 2年 	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習(2年生)(学年・学級の仲間作りを深める) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会(中) ○第2回保護司学校連絡会 ○「学年末学年始児童生徒の指導」 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケートの実施 ○チャンス相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛 B-(6) 2年 	<ul style="list-style-type: none"> ○3年生を送る会(活動を通して進級進学への意識とともに良い人間関係の育成をはかる) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任連絡会(小・中) ○教員実践教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式 ○いじめ防止対策会議 			